

東日本大震災への税制上の対応について（詳細版）

平成 23 年 10 月 11 日
財 務 省

東日本大震災に係る国税における税制上の緊急対応として第1弾の措置を講じているところですが、その後の復旧・復興の状況等を踏まえ、さらに以下の措置を講ずることとします。

1. 所得税

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

- ① その有していた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者が、再取得又は増改築をした住宅を、その居住の用に供することができなくなった日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、その居住日の属する年以後10年間の各年における住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除についての住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとします。

| 居住年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 住宅借入金等の年末残高の限度額 | 4,000万円 | 4,000万円 | 3,000万円 |
| 控除率 | 1.2% | 1.2% | 1.2% |

- ② その有していた住宅が東日本大震災により滅失等をして居住の用に供することができなくなった者（その滅失等をした住宅について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受けていた者に限りま）が、住宅の再取得又は増改築をした場合には、当該滅失等をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（継続適用の特例により適用される場合を含む。）と当該再取得又は増改築をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を重複して適用できるものとし、各年における特別控除額はそれぞれの特例による特別控除額の合計額とします。

(2) 復興特別区域に係る税制上の措置

- ① 復興特別区域において施行される都市計画事業等に係る 5,000 万円特別控除等
- イ 復興特別区域制度（仮称）における復興整備計画（仮称）が公表され、都市計画が決定等されたとみなされる場合及び都市計画事業の認可等を受けたものとみなされる場合において、復興特別区域（仮称）において施行される地方公共団体等による都市計画事業等により土地等が買い取られる場合には、5,000 万円特別控除等を適用することとします（法人税についても同様とします）。
 - ロ 復興特別区域（仮称）において施行される地方公共団体による市街化調整区域内の土地区画整理事業及び住宅地区改良事業により土地等が買い取られる場合には、5,000 万円特別控除等を適用することとします（法人税についても同様とします）。
- ② 復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除
- 復興特別区域（仮称）において地域の課題の解決のための一定の事業を行う株式会社で次に掲げる要件を満たすものにより発行される株式を払込みにより取得した場合には、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（いわゆるエンジェル税制）による寄附金控除の適用を可能とします。
- イ 東日本大震災復興特別区域法（仮称）の規定により認定を受けた地方公共団体からの指定後 5 年以内の会社であること。
 - ロ 次のいずれかに該当すること。
 - (イ) 復興特別区域計画（仮称。以下「計画」といいます。）の認定日が設立後最初の事業年度に属している会社又は計画の認定日において設立後最初の事業年度が開始していない会社 内閣総理大臣の認定を受けた計画に記載された地域の課題の解決のための事業（以下「計画事業」といいます。）に従事する者が 2 人以上であり、かつ、常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が 50% 以上であること。
 - (ロ) 計画の認定日において設立後最初の事業年度が終了している会社 次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - (a) 資金計画に記載された特区事業費の額を直前期の営業費用の額で除して計算した割合が 50% 以上であること。
 - (b) 計画事業に従事する者が 2 人以上であり、かつ、常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が 50% 以上であること
 - (c) 直前期の売上高に占める営業利益の割合が 2% を超えていないこと。
 - ハ 中小企業者であること。
 - ニ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の 6

分の5を超える会社でないこと。

ホ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。

ヘ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。

ト 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

(注) 上記の改正は、東日本大震災復興特別区域法（仮称）の施行の日から平成28年3月31日までの間に指定を受けた株式会社について適用します。

(3) 津波防災地域づくりに関する法律（仮称）の制定に伴う措置

① 新たに都市計画法上の都市計画事業に位置付けられる一団地の津波防災拠点市街地形成施設（仮称）の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用することとします（法人税についても同様とします）。

② 新たに土地収用法上の収用適格事業に位置付けられる津波防護施設（仮称）の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用することとします（法人税についても同様とします）。

(4) 雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

住宅、家財等又は事業用資産に損失が生じた場合において、災害に関連して支出する原状回復費用等のうち、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年以内に支出されるものを雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出に追加することとします（法人税についても同様とします）。

(5) 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例

① 被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、個人が有する土地等の一部について換地を定めない代わりに施行地区内の住宅を取得した場合又は個人の有する土地等の全部について換地を定めない代わりに施行地区外の住宅及びその敷地を取得した場合には、一定の要件の下、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを適用することとします。

② 個人の有する土地等が次に掲げる場合に該当することとなった場合

には、5,000万円特別控除等を適用することとします（法人税についても同様とします）。

イ 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域内において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等について、公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合

ロ 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等について、当該事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合

③ 個人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、改正法の施行日から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合には、2,000万円特別控除を適用することとします（法人税についても同様とします）。

④ 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、1,500万円特別控除を適用することとします（法人税についても同様とします）。

イ 被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合

ロ 被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に相当する土地等の部分の譲渡があった場合

⑤ 個人の有する長期所有の土地等で次に掲げる事業に係るものが、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合には、軽減税率（2,000万円以下の部分について10%）を適用することとします（法人税については、5%の追加課税の適用除外とします）。

イ 特定被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業

ロ 特定住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業

（6）被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

次の租税特別措置について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（現行：3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する特例措置を講ずることとし

ます。

- ・ 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率（6,000万円以下の部分について10%）の特例
- ・ 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

（7）買換え特例の買換え資産に係る取得期間等の延長の特例

次の租税特別措置について、東日本大震災のため、その代替資産及び買換え資産を取得すべき期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、一定の要件の下、その代替資産及び買換え資産の取得期間等をさらに2年の範囲内で延長する特例措置を講ずることとします。

- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率（2,000万円以下の部分について10%）の特例
- ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・ 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- ・ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

2. 法人税

（1）復興特別区域に係る税制上の措置

復興特別区域制度（仮称）の創設に伴い、次の措置を講じます（下記②、③、④及び⑤に関しては、所得税についても同様とします）。

① 新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域（仮称）内に新設され、平成28年3月31日までの間に当該地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として当該地方公共団体の指定を受けた法人が、指定を受けた日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において無税となるよう、次の措置を講じます。

イ 上記指定法人が、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立

てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設します。
ロ 復興産業集積区域（仮称）内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができる制度を創設します。

（注1）本措置の対象法人は次の要件をすべて満たす法人とします。

- ・ 当該復興産業集積区域（仮称）を規定する復興推進計画（仮称）の認定の日以後に設立された法人であること
- ・ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・ 認定復興推進計画（仮称）に記載された事業のみを行う法人であること
- ・ 当該復興産業集積区域（仮称）内に本店を有すること
- ・ 積立てを行う事業年度において、当該復興産業集積区域（仮称）外に事業所等を保有しない法人であること
- ・ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小法人等は3,000万円以上）の法人であること

（注2）この積立金は、指定の日から同日以後10年が経過した日を含む事業年度（基準事業年度）以後の各事業年度において、基準事業年度末の準備金残高の10分の1に相当する金額を取り崩し、益金の額に算入する。

② 法人税の特別控除

平成28年3月31日までの間に東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、その指定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域（仮称）内の事業所で雇用をする被災者に対する指定期間内の給与等支給額の10%を法人税額の20%を限度として税額控除ができる措置を講じます。

（注）被災者は、①平成23年3月11日時点で特定被災区域（仮称）内の事業所で勤務していた者、又は②平成23年3月11日時点で特定被災区域（仮称）内に居住していた者とします。

③ 事業用設備等の特別償却等

復興産業集積区域（仮称）内において、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、

平成28年3月31日までの間に当該計画に記載された産業集積の形成等に資する事業を行うために設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合に、これらの減価償却資産の取得価額に、次の区分ごとに、次の償却率を乗じた金額の特別償却又は税額控除ができる措置を講じます。ただし、税額控除については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しができませんこととします。

【特別償却】

| | | |
|----------------------|---|-----------------------------------|
| 取得期間 | 復興特別区域法 (仮称)の施行日 から平成26年3月 31日までの間 | 平成26年4月1日 から平成28年3月 31日までの間 |
| 資産の区分 | | |
| 機械及び装置 | 100% | 50% |
| 建物及びその付属設備 並びに構築物 | 25% | |

【税額控除】

| | |
|----------------------|---|
| 取得期間 | 復興特別区域法 (仮称)の施行日 から平成28年3月 31日までの間 |
| 資産の区分 | |
| 機械及び装置 | 15% |
| 建物及びその付属設備 並びに構築物 | 8% |

(注) ①、②及び③の措置は選択適用とします。

④ 研究開発税制の特例等

イ 復興産業集積区域(仮称)内において、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成28年3月31日までの間に、認定復興推進計画(仮称)に記載された産業集積の形成等に資する事業のために開発研究用減価償却資産の取得等をした場合に、即時償却ができる制度を創設します。

ロ 上記イの対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費については、試験研究を行った場合の法人税の特別控除の適用を受ける場合、特別試験研究費として取り扱うこととします。

⑤ 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

認定地方公共団体が認定復興推進計画（仮称）で定める復興居住区域（仮称）内において、住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、新築された被災者向け優良賃貸住宅（東日本大震災の被災者に賃貸される一定の要件を満たす優良な賃貸住宅）を取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の 25%の特別償却又は 8%の税額控除ができる制度を創設します。ただし、税額控除については当期の法人税額の 20%を限度とし、控除限度超過額については 4 年間の繰越しができることとします。

(2) 被災代替資産等の特別償却

被災代替資産に二輪車等（自動車及び原動機付自転車である二輪車、カタピラ及びそりを有する軽自動車（スノーモービル）、ミニカー等）を追加するほか、被災資産の範囲について、実質的に事業の用に供することができなくなったものが対象資産であることを明確化します（所得税についても同様とします）。

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

改正法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、特定激甚災害地域（激甚災害法の激甚災害地域のうち東日本大震災に係る地域）内において、新築された被災者向け優良賃貸住宅（東日本大震災の被災者に賃貸される一定の要件を満たす優良な賃貸住宅）を取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、賃貸の用に供した場合には、その被災者向け優良賃貸住宅について、その賃貸の用に供した日を含む事業年度以後 5 年間、普通償却限度額の 50%（その被災者向け優良賃貸住宅のうち耐用年数が 35 年以上であるものは、70%）の割増償却ができる制度を創設します（所得税についても同様とします）。

3. 資産課税

(1) 相続税・贈与税

① 東日本大震災の被災者が非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合について、適用対象となる会社の認定等の時期に応じ、次の措置を講じます。

イ 東日本大震災発生前に相続又は贈与により非上場株式等を取得し、経済産業大臣の認定を受けている会社（東日本大震災発生後に当該認定を受けようとする会社を含みます。）

東日本大震災により受けた次に掲げる被害の態様に応じ、その認定承継会社の雇用確保要件等を緩和するとともに、これらの被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間内であっても猶予税額を免除します。

(イ) 被害を受けた資産が総資産の30%以上である場合

(ロ) 被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の20%以上である場合

(ハ) 東日本大震災後6月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合（その会社が指定地域（東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域をいいます。）に立地等している場合に限ります。）

ロ 東日本大震災発生後に相続により非上場株式等を取得し、経済産業大臣の認定を受けようとする会社

上記イの措置に加え、事前役員就任要件及び経済産業大臣による事前確認要件を緩和します。

② 東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住期限等の特例等について、適用対象となる住宅用家屋の範囲に、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った警戒区域の設定を行うことの指示（以下「警戒区域設定指示」といいます。）等の対象地域内に所在した住宅用家屋を追加します。

③ 東日本大震災により住宅用家屋が滅失・損壊した者（住宅用家屋が警戒区域設定指示等の対象地域内に所在した者を含みます。）が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間にその直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築、取得又は増改築等をした場合には、その住宅取得等資金について1,000万円まで非課税とする措置を講じます。

④ 東日本大震災の被災者が行う相続税の延納及び物納制度の申請手続に係る次に掲げる期間について国税通則法第11条の規定により申告期限等が延長された期間を加算するとともに、当該期間のうち一定の期間について利子税及び延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない等の措置を講じます。

イ 納税者が申請に必要な書類の準備等に要する期間

ロ 税務署長が申請の許可又は却下に係る審査に要する期間

(2) 登録免許税

- ① 原発警戒区域内に所在する建物の建替え等に係る登録免許税の免税
東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした不動産に係る所有権の保存登記等の免税措置について、適用対象となる建物の範囲に、警戒区域設定指示等の対象地域内に所在した建物に代わるものとして新築又は取得をする建物（当該警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月を経過する日（当該建物が当該解除された日後に新築された場合にあっては、当該解除された日から起算して1年を経過する日）までの間に新築又は取得をするものでその新築又は取得後1年以内に登記を受けるものに限ります。）及びその敷地の用に供する土地を追加します。
- ② 被災した農地の代替農地に係る登録免許税の免税
東日本大震災の被災者等で農業を営む者が、東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農地（警戒区域設定指示等の対象地域内に所在した農地を含みます。）に代わるものとして取得をする農地の所有権の移転登記及びその登記と同時に受けるその農地の取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除する措置を講じます。
- ③ 被災した会社の本店の移転の登記等に係る登録免許税の免税
東日本大震災により会社の事務所等の用に供している建物が滅失等（滅失・損壊又は警戒区域設定指示等の対象地域内に所在したことをいいます。）をした場合において、当該会社が受ける次に掲げる登記で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除する措置を講じます。
- イ 当該滅失等をした本店又は支店の所在場所を移転した場合における本店又は支店の移転の登記
 - ロ 代表取締役等の居住している住宅等が当該滅失等をしたことにより、その住所等を移転した場合における住所等の移転に係る登記事項の変更の登記
 - ハ 当該滅失等をした営業所を移転した場合における支配人を置いた営業所の移転の登記
 - ニ 支配人の居住している住宅が当該滅失等をしたことにより、その住所を移転した場合における住所の移転に係る登記事項の変更の登記

④ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る登録免許税の免税

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により東日本大震災による被害を受けた市町村からの要請に基づき事務所、店舗等の用に供するために建築をする仮設施設（当該市町村に対して無償で貸与し、当該建築後1年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限り、）の保存登記で、改正法の施行日の翌日から平成25年3月31日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除する措置を講じます。

⑤ 被災した鉄道施設の代替鉄道施設の敷地に係る登録免許税の免税

東日本大震災の被災者等で鉄道事業を営む者が、東日本大震災により被害を受けた鉄道施設（鉄道事業の休止等に係るものに限り、）に代わるものとして被災地域の復興計画に基づいて従前とは異なる場所に鉄道施設を建設する場合において、当該鉄道施設の敷地の用に供するために取得する土地の所有権の移転登記等については、改正法の施行日の翌日から平成28年3月31日までの間に受けるものに限り、登録免許税を免除する措置を講じます。

(3) 印紙税

① 地方公共団体等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の拡充

特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置について、その適用対象となる特別貸付けの範囲に、地方公共団体から金銭の貸付けを受けた社団法人又は財団法人が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う特別貸付け等を追加するとともに、地方公共団体又は預託貸付金融機関が行う東日本大震災により被害を受けた者に対して行う特別貸付けの要件を緩和することとします。

② 金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

一定の金融機関が東日本大震災の被災者を対象とした特別貸付制度（次に掲げる金銭の貸付けに応じ、次の要件に該当する金銭の貸付けを行うものをいいます。）を設けて行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税を課さない措置を講じます。

イ 貸付金の利率を明示している金銭の貸付け 被災者以外の者に対する貸付金の利率に比して年0.5%以上有利なこと。

ロ イに掲げる金銭の貸付け以外の金銭の貸付け（償還期間が1年以

上のもの等に限ります。) 貸付金の据置期間が6ヶ月以上であること。

③ 被災金融機関との約定に基づき作成する東日本大震災により亡失等した消費貸借に関する契約書等に代わる文書に係る印紙税の非課税

東日本大震災により被害を受けた金融機関との約定に基づき当該金融機関の求めに応じて、東日本大震災により亡失・滅失した次に掲げる文書に代わるものとして作成する当該文書のうち、平成23年3月11日から平成25年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税を課さない措置を講じます。

- イ 消費貸借に関する契約書
- ロ 約束手形又は為替手形
- ハ 継続的取引に関する契約書
- ニ 債務の保証に関する契約書
- ホ 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書

④ 被災者等が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の拡充

東日本大震災の被災者等が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、その適用対象の範囲に、次のいずれかに該当する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限ります。）（警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に作成するものに限ります。）を追加します。

- イ 警戒区域設定指示等の対象地域内に所在した建物（以下「対象地域内建物」といいます。）の敷地の用に供する土地を譲渡する場合
- ロ 対象地域内建物を譲渡する場合
- ハ 対象地域内建物に代わる建物（以下「代替建物」といいます。）の敷地の用に供する土地を取得する場合
- ニ 代替建物を取得する場合
- ホ 代替建物を新築する場合

⑤ 被災した農地の代替農地の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書の印紙税の非課税

東日本大震災の被災者等で農業を営む者が、次のいずれかに該当する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書のうち、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税

を課さない措置を講じます。

- イ 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農地（警戒区域設定指示等の対象地域内に所在した農地を含みます。以下「被災農地」といいます。）を譲渡する場合
- ロ 被災農地に代わる農地（以下「代替農地」といいます。）を取得する場合
- ハ 代替農地の地上権又は土地の賃借権を設定又は取得する場合

⑥ 被災した船舶・航空機の代替船舶・代替航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税

東日本大震災の被災者等が、東日本大震災により滅失・損壊した船舶又は航空機に代わる船舶又は航空機（以下「代替船舶等」といいます。）を取得又は建造する場合に作成する船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（代替船舶等の建造の請負に係る契約に基づき作成するものに限ります。）のうち、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税を課さない措置を講じます。

⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が仮設施設整備事業に関して作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により東日本大震災による被害を受けた市町村からの要請に基づき事務所、店舗等の用に供するための仮設施設（当該市町村に対して無償で貸与し、建築後1年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限ります。）を建築する場合又は当該仮設施設を譲渡する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限ります。）のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行の日から平成26年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税を課さない措置を講じます。

4. 消費課税

(1) 酒税

被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例

東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成28年3月31日までに清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下であるときは、一定の要件の下、その年度に移出する清酒等の200kℓまでのものに係る酒税の税額（租税

特別措置法に規定する清酒等に係る酒税の税率の特例の適用を受ける場合には、その適用後の税額)を6.25% (平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間は、5%) 軽減する措置を講じます。

(2) 自動車重量税

① 被災二輪車等に係る自動車重量税の特例還付

被災自動車に係る自動車重量税の還付措置について、適用対象となる自動車の範囲に、東日本大震災により滅失、解体又は用途の廃止をした二輪車等を追加することとします。

② 被災者の買換え二輪車等に係る自動車重量税の免税措置

被災自動車の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置について、適用対象となる買換えの範囲に、東日本大震災により滅失、解体又は用途の廃止をした二輪車等の使用者であった者が新たに二輪車等を買換える場合を追加することとします。